

第3章 ごみ・資源物の処理の現状

1 ごみ・資源物の種類と処理の流れ

ごみ・資源物は12種類の区分で分別収集し、それぞれ異なる工程で処理が行われています（下表のとおり）。

可燃ごみ・不燃ごみは有料の指定袋で収集し、クリーンセンター多摩川で焼却処理等を行い、その灰は東京たま広域資源循環組合でエコセメントとして再利用されます。

再資源化するために市で分別収集した資源物について、ビン・缶・ペットボトルは狛江市ビン・缶リサイクルセンターで選別・圧縮・減容処理されたあと、民間の再資源化施設へと運ばれて再利用され、古紙・古布・金属・植木せん定枝は、直接民間の再資源化施設に運ばれ再利用されます。

分別収集の種類と処理の流れ（平成22年度）

種類	区分	収集運搬			中間処理施設		最終処分場	
		回数	収集方法	形態	場所	処理	場所	処理
可燃ごみ		週2回	指定袋	民間委託	クリーンセンター多摩川	焼却	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化
不燃ごみ		月2回	指定袋			破碎・焼却		
発火物		月2回	コンテナ					
粗大ごみ		事前予約	シール制					
有害ごみ		月2回	透明の袋等			民間業者で再資源化		
資源物	ビン	月2回	コンテナ	民間委託	ビン・缶リサイクルセンター	選別・減容	民間業者で再資源化	民間業者で再資源化
	缶	月2回	コンテナ					
	ペットボトル	月2回	コンテナ					
	古紙	週1回	ひもで結束					
	古布	週1回	ひもで結束					
	金属	月2回	コンテナ					
	植木せん定枝	事前予約	ひもで結束・袋					

2 ごみ・資源物の収集量の推移

粕江市で分別収集するごみ・資源物の収集量の推移は、下表のとおりとなります。市民のごみ分別意識が向上しているため、ごみの収集量が減少して資源物の収集量が増加する傾向にあります。

可燃・不燃ごみの有料化を実施した平成17年10月以降は、可燃・不燃ごみの収集量は大きく減少し、ごみ・資源物の収集量の合計は減少を続けています。また、これまで資源物の収集量は増加傾向にありましたが、最近は減少に転じています。

ごみ・資源物の収集量の推移

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
可燃ごみ	16,309	16,267	16,016	15,684	14,625	13,099	12,866	12,606	12,349
不燃ごみ	1,206	1,173	1,137	1,120	1,148	982	979	929	931
有害ごみ	17	11	16	9	8	12	14	14	15
粗大ごみ	336	360	367	345	345	380	378	390	372
資源物	3,903	4,052	4,561	4,537	5,183	5,249	5,174	4,784	4,674
合計	21,771	21,863	22,097	21,695	21,309	19,722	19,411	18,723	18,341

※ 発火物は不燃ごみに含みます。

3 資源物回収量の推移

(1) 行政回収

狛江市で分別収集している資源物の収集量の推移は、下表のとおりとなります。分別の徹底による資源化が進んだことに加えて、収集回数の増加や対象の拡大などにより資源物の収集量は増加傾向にありましたが、最近では、市民の皆様の排出抑制の取り組みや簡易包装の進展などにより家庭に入る資源物の量が減ってきているため、回収量は減少に転じてきています。

資源物の行政回収量の推移

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ビン	823	809	783	705	758	735	714	695	681
缶	364	346	317	305	281	264	247	242	231
古紙	2,228	2,326	2,817	2,893	3,461	3,579	3,550	3,175	3,134
古布	153	196	244	234	262	239	273	288	237
ペットボトル	193	214	209	224	232	237	241	232	230
金属	32	54	55	54	56	50	34	32	31
植木せん定枝	110	107	136	122	133	145	115	120	130
合計	3,903	4,052	4,561	4,537	5,183	5,249	5,174	4,784	4,674

【資源物の分別収集体制のあゆみ】

年 月	内 容
平成元年4月	ビン・缶の分別収集を開始(月1回)
平成6年11月	狛江市ビン・缶リサイクルセンター本稼働
平成7年4月	ビン・缶の収集回数の増加(月1回→月2回)
平成9年4月	古紙・古布の分別収集を開始(月1回) ペットボトル・金属の分別収集を開始(月1回)
平成10年4月	古紙・古布の収集回数の増加(月1回→月2回)
平成13年4月	植木せん定枝の分別収集を開始
平成13年9月	ビン・缶リサイクルセンターに植木せん定枝のチップ置場を設置
平成14年3月	小田急高架下ストックヤード竣工
平成14年4月	ペットボトル・金属の収集回数の増加(月1回→月2回)
平成15年4月	古紙・古布の収集回数の増加(月2回→毎週水曜)
平成17年4月	ペットボトルのビン・缶リサイクルセンターでの減容処理を開始
平成18年11月	シュレッター紙を古紙として収集開始
平成19年4月	植木せん定枝収集時に竹の収集を開始

(2) 民間回収

民間業者による資源化ルートを活用した資源回収量は増加傾向にあります。自治会や市民団体など協力していただいている方々の意識がさらに高まり、以前に比べて民間業者との結びつきの密度が増している結果と言えます。これからも民間による資源化ルートの活用を推進していく必要があります。

資源物の民間回収量の推移

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
集団回収	1,200	1,333	1,332	1,397	1,439	1,530	1,594	1,624	1,546
拠点回収	580	561	448	342	314	305	298	299	270
生ごみ堆肥化	69	66	83	87	95	95	91	92	83
合計	1,849	1,960	1,863	1,826	1,848	1,930	1,983	2,015	1,899

※ それぞれの項目の内容については、19・20 ページに記載があります。

4 中間処理施設の処理量の推移

(1) 狛江市ビン・缶リサイクルセンター

ビン・缶・ペットボトルは、効率的に再資源化するために狛江市ビン・缶リサイクルセンターで減容・圧縮などの中間処理を行います。ビンはリターナルビンとワンウェイビンに選別して処理を行い、缶はアルミ缶とスチール缶を選別して圧縮処理を行い、ペットボトルは減容・圧縮処理を行い、その後、民間業者に引き渡してそれぞれ再資源化されます。

狛江市ビン・缶リサイクルセンターの処理量の推移

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ビン	823	809	783	705	758	735	714	695	681
缶	364	346	317	305	281	264	247	242	231
ペットボトル	-	-	-	-	232	237	241	232	230
合計	1,187	1,155	1,100	1,010	1,271	1,236	1,202	1,169	1,142

※ ペットボトルは平成17年4月より処理開始

【狛江市ビン・缶リサイクルセンターの概要】

所在地	狛江市岩戸北1-1-11
稼動開始	平成6年11月
処理能力	4.9 t / 日
処理方法	ビン（コロラインによる手選別） 缶（自動によるアルミ缶・スチール缶選別後、圧縮処理） ペットボトル（手選別後、減容・圧縮処理）

(2) クリーンセンター多摩川 (多摩川衛生組合)

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、稲城市にあるクリーンセンター多摩川で破碎・選別・焼却処理などの中間処理を行っています。

クリーンセンター多摩川の処理量の推移 (狛江市分のみ)

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
可燃ごみ	16,309	16,267	16,016	15,684	14,625	13,099	12,866	12,606	12,349
不燃ごみ	1,206	1,173	1,137	1,120	1,148	982	979	929	931
粗大ごみ	280	293	309	295	308	332	326	340	310
持ち込み	2,124	2,086	2,109	2,493	2,142	2,259	2,294	2,166	1,916
合計	19,919	19,819	19,571	19,592	18,223	16,672	16,465	16,041	15,506

※ 発火物は不燃ごみに含みます。

※ 粗大ごみは収集後に金属を抜き取った分を控除しています。

※ 持ち込みは事業を伴って生じた事業系一般廃棄物を収集運搬許可業者がクリーンセンター多摩川に直接持ち込んだ量です。

【クリーンセンター多摩川の概要】

所在地	東京都稲城市大丸1528番地
稼働開始	平成10年4月
焼却能力	450 t / 日 (150 t / 24 h × 3 基) ストーカ式全連続燃焼
灰溶融炉	50 t / 日 (25 t / 24 h × 2 基) アーク式電気溶融
不燃・粗大ごみ処理施設	50 t / 5 h × 1 基 回転衝撃式

【多摩川衛生組合の概要】

所在地	東京都稲城市大丸1528番地
設置目的	狛江市・稲城市・府中市・国立市の四市で構成する一部事務組合であり、クリーンセンター多摩川及びし尿処理施設を運営しています。資源循環型社会の構築を担うべく、焼却熱の回収や焼却灰の一部を再生資源化することなど、処理過程から環境負荷への低減を図っています。また、周辺環境との調和を重視した施設として、安定的で効率的な稼働を目指しています。

5 最終処分場の処理量の推移

(1) 埋立事業

クリーンセンター多摩川での焼却後の灰は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合の最終処分場で埋立処分されていましたが、平成18年7月に稼動したエコセメント化施設において焼却灰を再資源化することができるようになり、平成19年度より埋立処分ゼロを達成しました。

埋立処分量の推移（狛江市分のみ）

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
埋立処分量	1,068	1,146	934	919	797	99	0	0	0

※ 平成18年度は7月までの埋立処分量を計上

【二ツ塚処分場の概要】

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野玉の内
埋立容量	約250万立方メートル
埋立期間	平成10年1月～

(一部の他市町の粉碎された不燃ごみの埋立てを行っています。)

【谷戸沢処分場の概要】

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸
埋立容量	約260万立方メートル
埋立期間	昭和59年4月～平成10年4月

(現在は自然保全管理地となっています。)

(2) エコセメント事業

東京たま広域資源循環組合において、平成 18 年 7 月にエコセメント化施設の稼動が開始されました。このエコセメントはごみ焼却灰を原料の一部として作られた新しいタイプのセメントで、エコロジーの「エコ」と「セメント」を合わせて名づけられ、日本工業規格（JIS）にも定められています。土木建設工事やコンクリート製品などに幅広く利用されています。

エコセメント化施設処理量の推移（狛江市分のみ）

	(単位：t)								
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
エコセメント化施設処理量	0	0	0	0	0	646	725	755	702

※ 平成 18 年 7 月より処理開始

【エコセメント化施設の概要】

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
処理能力	焼却灰処理量約300トン／日 エコセメント生産量約430トン／日
稼動開始	平成18年7月

【東京たま広域資源循環組合の概要】

所在地	東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内
設置目的	一般廃棄物最終処分場の設置と管理を目的として設立された一部事務組合であり、多摩地域25市1町で構成されています。2つの埋立処分場とエコセメント化施設の管理・運営をしています。
構成市	八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市 調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市 国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市 多摩市・稲城市・羽村市・西東京市・瑞穂町

6 総資源化量・資源化率の推移

狛江市の総ごみ量（ごみ量と資源化量）のうち総資源化量の割合を示す資源化率は下表のとおりとなります。市民の皆様の分別意識の向上に加えて、エコセメント事業の開始などにより、資源化率は上昇しています。

資源化率の推移

(単位：t)

□	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総ごみ量	25,744	25,909	26,069	26,014	25,299	23,911	23,688	22,904	22,156
総資源化量	7,769	7,848	8,150	8,023	8,542	9,302	9,121	8,722	8,496
資源化量	5,808	6,079	6,482	6,413	7,068	7,227	7,209	6,849	6,635
ごみ資源化量	1,961	1,769	1,668	1,610	1,474	2,075	1,912	1,873	1,861
資源化率 (%)	30.2	30.3	31.3	30.8	33.8	38.9	38.5	38.1	38.3

※ 総ごみ量は、ごみ・資源物の収集量と資源物の民間回収量と収集運搬許可業者による持ち込み量の合計です。

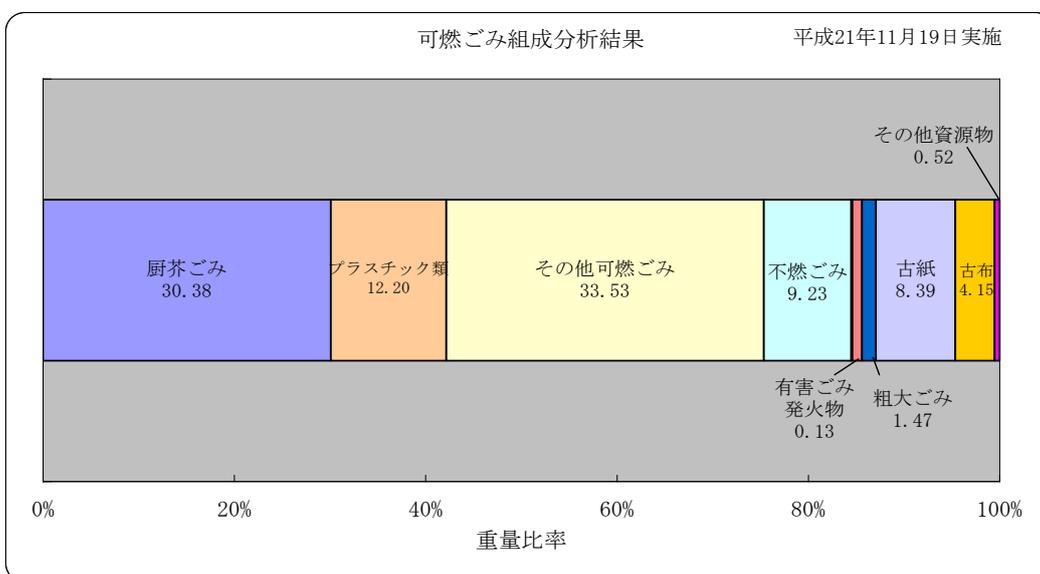
※ 資源化量は、資源物の行政回収量と民間回収量と粗大ごみの金属採取量の合計です。

※ ごみ資源化量は、ごみ処理工程での資源化量であり、クリーンセンター多摩川での金属採取量やスラグ化量及び東京たま広域資源循環組合でのエコセメント化量を示します。

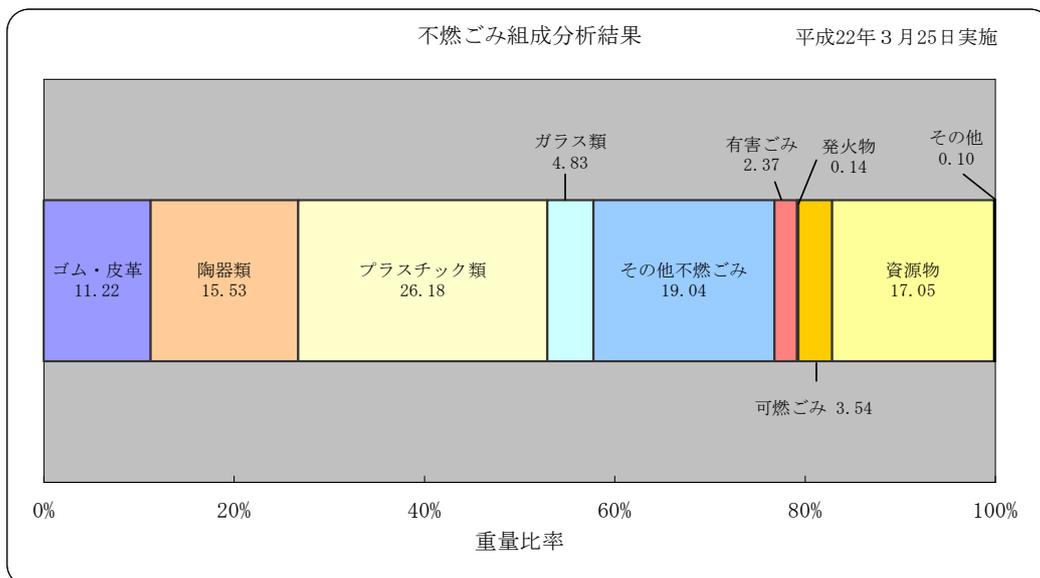
7 ごみの組成

ごみの中にどのようなものが混入しているかを毎年分析し、今後の分別指導等の参考にしています。平成21年度に行ったごみ組成の分析の結果は以下のとおりとなります。組成分析の結果を見ると、分別の徹底についてまだ不十分であり、市民への分別ルールへの周知や広報活動を引き続き行っていく必要があります。

(1) 可燃ごみ



(2) 不燃ごみ



8 減量・資源化の施策

狛江市ではごみの減量・資源化を促進するためにさまざまな施策を展開しています。

(1) 資源物集団回収事業

資源物を市の収集に出さずに、民間の業者に直接引き渡す活動を集団回収といい、市では回収した重量に応じて奨励金を交付しています。自治会・町会・管理組合・PTAなど団体が参加しています。

集団回収品目別回収実績

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
新聞	737	771	785	808	819	838	860	815	686
雑誌	288	350	341	379	393	451	484	541	542
ダンボール	127	152	147	148	158	170	176	179	205
古布	33	41	38	40	46	46	49	62	74
アルミ缶	14	18	19	20	22	24	23	24	23
スチール缶	0	0	0	0	0	0	0	1	3
ビン	1	0	1	1	0	0	0	0	9
その他	0	1	1	1	1	1	2	2	4
合計	1,200	1,333	1,332	1,397	1,439	1,530	1,594	1,624	1,546

【資源物集団回収事業奨励金交付制度】

回収方法	団体登録をして、回収日・回収品目を定めて登録業者に引き渡す
対象品目	新聞・雑誌（雑紙）・ダンボール・紙パック・古布 アルミ缶・スチール缶・ビン・ペットボトル・金属
交付額	1kgあたり10円（平成22年度時点）
交付回数	年4回（四半期ごと）

(2) 拠点回収事業

一定の保管場所等に集められた古紙を民間の業者が回収することを拠点回収といい、主に商店会や地域センター、公共施設等が拠点回収場所となっていて行っています。

(3) 生ごみ堆肥化事業

生ごみの堆肥化を目的として公共施設や大規模集合住宅などに生ごみ処理機を設置し、その成果物を民間の業者で堆肥化して再利用する事業を行っています。

(4) 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入費助成

狛江市では、生ごみを減量するための方策として生ごみ堆肥化容器（コンポスト）と生ごみ処理機の購入費の一部または全額を助成しています。

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）とは地面の中にある微生物を利用して生ごみを堆肥化させるプラスチック製等の容器をいい、生ごみ処理機とはバクテリアによって生ごみを発酵・分解、または加熱によって生ごみを乾燥処理して、衛生的に減容化させる処理機をいいます。

生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機補助台数

(単位：台数)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
堆肥化容器	0	0	2	0	0	1	0	1	4
生ごみ処理機	52	59	41	88	99	51	44	33	25

【生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入費助成制度】(平成 22 年度時点)

対象品目	助成額
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	3,000円以内の額
生ごみ処理機	購入費の2分の1以内の額 (電動の場合) 上限額は18,000円 (非電動の場合) 上限額は3,000円

(5) ごみ・リサイクルカレンダーの配布

市民の利便性を考慮して、ごみ出しの日や分別方法、出し方などを分かりやすく記載したごみ・リサイクルカレンダーを毎年作成し、戸別配布しています。

(6) ごみ半減新聞の発行

ごみの減量や分別などの啓発やごみに関する情報提供を目的として、年に3回ごみ半減新聞を発行しています。新聞折込みで配布していましたが、平成 22 年度から戸別配布に切り換え、市民のすべての方のお手元に届くようになりました。

9 ごみ処理事業の経過

ごみ処理事業の経緯については、下表のとおりです。人口が急増した昭和40年代よりごみ処理事業を本格的に開始し、これまで安定的なごみ処理を目指してきました。

年 月	内 容
昭和30年7月	リヤカーでのごみ収集を開始
昭和38年9月	ごみの焼却処理を目的に狛江町と多摩村で狛江・多摩衛生組合が発足
昭和39年9月	狛江・多摩衛生組合に稲城町が加入し、多摩川衛生組合に改正
昭和40年4月	2トン車でのごみ収集を開始
昭和40年7月	不燃ごみの収集を開始
昭和40年12月	多摩川衛生組合の第1号炉（日量30ト）が完成
昭和43年3月	多摩川衛生組合の第2号炉（日量30ト）が完成
昭和46年4月	可燃ごみ・不燃ごみ収集の全面委託を実施
昭和47年4月	可燃ごみの収集回数を週3回に変更
昭和48年10月	多摩川衛生組合の第3号炉（日量105ト）が完成、第1号炉は廃止
昭和52年3月	多摩川衛生組合の第4号炉（日量105ト）が完成、第2号炉は廃止
昭和53年3月	多摩川衛生組合に不燃ごみ・粗大ごみ処理施設及び最終処分場が完成
昭和55年11月	ごみの最終処分を目的に東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足
昭和56年4月	資源ごみ集団回収事業奨励金制度を開始
昭和57年10月	不燃ごみの収集回数を週1回に変更
昭和59年4月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の谷戸沢処分場が開場 有害ごみの分別収集を開始
平成元年4月	ビン・缶の分別収集を開始（月1回）
平成3年5月	ビン・缶が市外で受入拒否となり、ビン・缶を狛江市内に一時保管
平成3年12月	こまごみ市民委員会が発足
平成4年12月	（仮）こまえりサイクルセンターの用地選定の答申
平成5年1月	（仮）こまえりサイクルセンター建設市民委員会が発足
平成5年3月	多摩川衛生組合から多摩市が脱退
平成5年4月	多摩川衛生組合に府中市が加入
平成5年10月	ごみ半減推進検討委員会が発足、（仮）こまえりサイクルセンター建設着工
平成6年1月	狛江市一般廃棄物処理基本計画を策定
平成6年10月	粗大ごみの品目ごとの有料化を実施、狛江市ビン・缶リサイクルセンター竣工
平成6年11月	狛江市ビン・缶リサイクルセンターが本稼働、運営委員会が発足
平成7年4月	ビン・缶の収集回数の増加（月1回→月2回）
平成7年8月	狛江市ごみ半減推進審議会が発足
平成7年12月	商店会拠点回収の本格実施
平成9年3月	ごみ・リサイクルカレンダー全戸配布を開始

年 月	内 容
平成9年4月	収集回数の変更（可燃ごみ週2回、不燃ごみ月2回） 古紙・古布の分別収集を開始（月1回） ペットボトル・金属の分別収集を開始（月1回）、ペットボトル店頭回収を開始
平成10年1月	多摩川衛生組合の新炉（日量150ト×3基）の運転開始、旧3・4号炉は廃止
平成10年2月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の二ツ塚処分場が開場
平成10年4月	古紙・古布の収集回数の増加（月1回→月2回） 多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川が本稼動
平成11年4月	家庭用生ごみ処理機購入費補助制度を開始 多摩川衛生組合に国立市が加入
平成13年4月	植木せん定枝の収集を開始 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）スタート 発火物（ガスボンベ・ライター・スプレー缶等）の分別収集を開始
平成13年9月	狛江市一般廃棄物処理基本計画を策定 ビン・缶リサイクルセンターに植木せん定枝のチップ置場を設置
平成14年3月	小田急高架下ストックヤード竣工
平成14年4月	ペットボトル・金属の収集回数の増加（月1回→月2回）
平成14年9～11月	「ごみ有料化は是か否かそれとも・・・」広報紙上討論実施
平成14年11月	「問い直そう大量廃棄社会—ごみの有料化は有効な手法か—」シンポジウム開催
平成15年4月	古紙・古布の収集回数の増加（月2回→毎週水曜）
平成15年7月	公聴会開催（さらなる減量の道・ごみ有料化への道）
平成15年8月	ごみ半減推進審議会でごみ有料化の意見具申
平成15年10月	資源有効利用促進法によりパソコンリサイクル開始
平成15年11月	ごみワーキンググループ発足
平成16年3月	「ごみ処理経費と市の財政」シンポジウム開催
平成16年4月	家電リサイクル法に冷凍庫が追加
平成16年11月	ごみ有料化に伴う公聴会開催（2回 88人参加）
平成17年1月	ごみ有料化に伴う公聴会開催（4回 254人参加）
平成17年4月	可燃・不燃ごみ指定収集袋による有料化条例可決 ペットボトルのビン・缶リサイクルセンターでの減容処理を開始
平成17年5～9月	ごみ有料化に伴う市民説明会開催（57回 2,058人参加）
平成17年10月	可燃・不燃ごみ指定収集袋有料化開始
平成18年4月	名称変更（東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合→東京たま広域資源循環組合）
平成18年7月	東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設が本稼動
平成18年10月	粗大ごみ手数料シール化開始
平成18年11月	シュレッダー紙を古紙として収集開始
平成19年4月	植木せん定枝収集時に竹の収集を開始
平成21年4月	家電リサイクル法に薄型テレビ（プラズマ・液晶）と衣類乾燥機が追加 生ごみ処理機購入費補助対象の拡大（非電動型も対象）

10 ごみ処理事業の課題

(1) ごみの減量

ごみの減量の担い手は市民一人ひとりです。「4R」の考え方に基づく市民のごみ減量意識の向上・啓発を進め、市民と事業者と行政が協働してごみ発生量の抑制を図っていく必要があります。

4Rとは、発生回避（Refuse：リフューズ）・排出抑制（Reduce：リデュース）再使用（Reuse：リユース）・再生利用（Recycle：リサイクル）のアルファベットの頭文字をとっています。

市民の皆様の減量と分別のご協力で、ごみ量は着実に減少しています。しかし、これからもリバウンドすることなく、さらなるごみの減量を継続させていかなければなりません。ごみ半減新聞、ごみ・リサイクルカレンダー、ホームページなどさまざまな媒体で、ごみの分別やごみ減量の広報活動を充実させ、ごみ出し指導・不法投棄防止パトロールなどを引き続き実施し、ごみの適正排出の推進を図る必要があります。特に、生ごみの減量手段として、生ごみ処理機等の普及や生ごみの水切り徹底の励行などを行う必要があります。また、市民団体や小中学生向けの施設見学会や出前講座を行うことや市民活動グループの支援など、市民と協働でごみの減量に取り組む体制を構築し、ごみ減量意識の向上に努めていく必要があります。

● 重点施策

- ・情報をわかりやすく提供・発信し、ごみ減量意識の啓発を推進
- ・ごみ分別ルールの周知・徹底による適正排出の推進
- ・環境教育・環境学習を通じて、ごみ問題への関心や意識の芽生えを推進
- ・ごみ減量を意識したライフスタイル・消費行動の普及
- ・市民グループの育成・支援の強化
- ・ごみ有料化による減量効果の持続への取り組み

(2) 資源化の推進

ごみの分別の徹底により、資源化を促進することに加えて、分別収集した資源物の安定的なリサイクルルートの確保に努めなければなりません。資源物のリサイクルルートの確保や市民のごみ分別意識の向上の観点から、資源物集団回収事業は有効な施策であるため、集団回収参加団体を増やして集団回収量の増加を図るなど事業を拡大していく必要があります。

なお、分別収集体制については、経済面、環境面等の影響を考慮し、効率化を図っていく必要があります。

● 重点施策

- ・資源物集団回収の取り組みを強化
- ・資源物の分別の徹底
- ・リサイクルルートの確保
- ・経済面、効率面、環境面などの観点からの分別収集体制の検討

(3) 安定的なごみ処理体制の維持・継続

分別収集したごみ・資源物を滞りなく処理するためには、処理施設の安定的な稼働が不可欠であり、これまでに確立した「最終処分場を頼らない処理システム」をこれからも維持・継続していかなければなりません。多摩川衛生組合においては、周辺環境に配慮した安全な施設運営を継続するとともに、安定的な処理を目指していく必要があります。東京たま広域資源循環組合においては、焼却残灰のエコセメント事業の推進を図るとともに、エコセメント製品の公共工事などへの利用を促進していく必要があります。

また、処理施設の不測の事態に対応するため、ごみ処理の広域連携体制を強化してまいります。

● 重点施策

- ・ビン・缶リサイクルセンターの安定的な運営・稼働を継続
- ・クリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）の安全で安定的な処理の実施
- ・最終処分場（東京たま広域資源循環組合）の埋立処分ゼロを継続
- ・多摩地域市町村との広域連携の強化